

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面)
(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

1、手配旅行契約

- (1) 国際医橋(株) (以下、「当社」といいます。) と、お客様とは手配旅行契約 (以下「旅行契約」といいます。) を締結することになります。
- (2) 当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理・媒介・取次をすることなどにより、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス (以下、「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用 (以下「旅行代金」といいます。) のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます。) によります。

2、旅行のお申込みと契約成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の 20%相当額の申込金を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。
- (2) 旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込金を受諾したときに成立します。
- (3) 上記 (2) にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 1. お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡しした時点、FAX の場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)
 2. 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)

3、お申し込み条件

- (1) 旅行開始日時時点で 15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件といたします (但し一部のコースを除きます。)。なお、15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。

4、契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5、旅行代金のお支払いと額の変更

- (1) 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は、契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更します。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

6、お客様が出発するまでに実施する事項

- (1) 旅券 (パスポート)、査証 (ビザ) について
旅行に要する旅券 (パスポート) ・査証 (ビザ) の確認、取得はお客様の責任で行っていただきます。但し、

当社では所定の料金を申し受け、別途契約として手続きなどの一部代行を行う場合がございます。

- (2) 保健衛生について
渡航先 (国または地域) によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がございますので、その確認、取得はおお客様の責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。
- (3) 海外危険情報について
渡航先 (国または地域) によっては、外務省「海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がございます。お申込の際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、以下の「外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認下さい。
- (4) 航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更しまたは解除することがございます。外務省の「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合がございます。その場合は旅行代金を全額返金いたします。但し、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合がございます。この場合にお客様が旅行をとりやめられるときは、当社は所定の取消料をいただきます。
- (5) 当社は、(1) の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

7、旅行契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手續料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。変更手續料金における、運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当社所定の取扱料金によります。

8、旅行契約の解除

- (1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、取扱営業所の営業時間内にお受けします。
 1. お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
 2. 当社所定の取消手續料金
 3. 当社が得るはずであった取扱料金
- (2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3) お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
 1. お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
 2. 当社所定の取消手續料金
 3. 当社が得るはずであった取扱料金

9、団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者 (以下「構成員」といいます。) がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者 (以下「契約責任者」といいます。) が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。

- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10、当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下、「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (3) お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本項(1)の責任を負うものではありません。
1. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 2. 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 3. 官公署の命令。外国の出入国規制または伝染病による隔離。
 4. 自由行動中の事故。
 5. 食中毒。
 6. 盗難。
 7. 運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- (4) 手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

11、お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

12、通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受け場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話及びFAXで通知する場合はその通知を発した時に、Eメールで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。＝第2項(2) 関連
- (2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。＝第5項、第8項関連
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金

のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

13. 個人情報の取扱について

当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当社および当社グループ企業、受託旅行者(販売店)において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関、土産品店等の提供するサービス手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

14. 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日は令和2年4月1日現在の運賃、料金を基準としています。

登録番号	東京都知事登録旅行業 第2種 7745号
名称	国際医橋株式会社
所在地	東京都千代田区神田小川町1-10-2 ATERIEYOURS 小川町 403
電話番号	03-3868-3972
担当者名	細野 奈緒 (総合旅行業務取扱管理者)

(一社)全国旅行業協会正会員